

飲食店支援策① 新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む飲食店を認証します！



KASHIWAZAKI

柏崎市飲食店認証制度

感染防止対策
認証

1店舗ごとに認証

取扱期間 2021.5.7~2022.3.31

◇**認証対象者** 柏崎市内の飲食店 (次の※すべてにあてはまる店)

※日本標準産業分類の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店 (主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店) であり、通年営業している店
テイクアウト・デリバリー専門店は対象外

※業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染拡大防止対策に努めている店

※食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ている店

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当する暴力団等と関与する営業を行っていない店



飲食店認証制度
申請書はこちら
(柏崎市ホームページ)

◇**認証要件**

1. 次の①~⑤の取組すべてを行っていること。※①~⑤の詳細はチラシ中面参照。

- ①入店時の検温及び手指消毒
- ②店内の消毒・十分な換気
- ③飛沫感染予防 (アクリルパネル設置等)
- ④1時間半以内の利用
- ⑤カラオケなし

認証飲食店は

支援策②飲食店経営継続支援金 (支給額 10万円)

または

支援策③飲食店感染防止対策協力金 (支給額 5万円)
の申請ができます。

2. 必要に応じて行う現地調査に協力できること。※認証後も調査を行う場合があります。

◇**必要書類**

1. 感染防止対策飲食店認証申請書 ※1事業者による複数店舗経営の場合は、店舗ごとに申請
2. 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可証」又は「喫茶店営業許可証」の写し
3. 店舗の外観及び取組内容が確認できる写真 ※詳細はチラシ中面を確認してください。

◇**申請期限** 令和4年3月31日 (木) ※締切日消印有効

※新型コロナウイルス感染状況により変更する場合があります。

◇**提出方法** ①~③のいずれかの方法で必要書類を提出してください。

①郵送 下記申請先 (柏崎市商業観光課) 宛

②メール ninsho@city.kashiwazaki.lg.jp 宛

③窓口 商業観光課 (市役所3階) に持参 ※土日祝日を除く8時30分~17時15分

※窓口の混雑を避けるため、できる限り①②いずれかの方法で提出願います。




◇**注意事項**

- ・この認証はあくまでも飲食店の感染予防対策の取組を認証するものであり、安心・安全を保障するものではありません。
- ・認証店舗から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したことが判明した場合、その店舗を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断できるまで、認証を一時停止します。

【このチラシの制度に関する問合せ先・申請先】 ※新潟県事業継続支援補助金を除く。

〒945-8511 柏崎市日石町2-1 柏崎市商業観光課 TEL 0257-21-2334 FAX 0257-22-5904

認証要件を満たすための取組内容&必要書類のチェックポイント

認証要件	取組内容 ※全項目の取組必須	写真の要否
1 入店時の検温・手指消毒 	①非接触型体温計またはサーモカメラを使った検温	○ ※店内に設置した状態を確認できるもの
	②店内入口にアルコール消毒液を設置	○
2 店内の消毒・十分な換気 	①手洗い場所にアルコール消毒液を設置	○
	②多数の人が触れる箇所の定期的な消毒	不要
	③換気設備や窓・ドア等の定期的な開放またはウイルス除去機能のある空気清浄機等による十分な換気	○ ※店内の換気状況が確認できるもの ※空気清浄機等はメーカー名・型番を余白に記載
3 飛沫感染予防 	①各テーブルの間のパーティション設置または1m以上の間隔を空けた席の配置	○
	②カウンターは1m以上の間隔を空けた席の配置またはアクリルパネルの設置	○ ※カウンターがある店舗のみ
	③他グループの相席を避ける (相席の場合はテーブル上にアクリルパネルを設置)	不要
	④利用者と従業員が会話をする際、必ずマスクを着用する	○ 不要
4 1時間半以内の利用	1時間半以内の利用徹底 (利用者への声かけ、店内チラシ等による周知等)	不要
5 カラオケなし	カラオケ設備がある場合は使用禁止とする (張り紙で「使用禁止」と明記する等)	○ ※使用禁止の張り紙が確認できるもの ※設備がない場合は不要

※郵送の場合、写真はまとめて1枚の紙に貼るなど、確認しやすいよう提出してください。

※写真で要件が確認できない場合、追加の写真提出の依頼、または現地調査を行います。

☆その他の必要書類

店舗の外観写真	看板等で店舗名が分かる写真（できる限り店舗全体を撮影）
営業許可証の写し	申請日時点で有効な「飲食店営業許可証」または「喫茶店営業許可証」のコピー、または許可証を撮影した写真 ※写真の場合、営業許可証の内容がはっきり見えるもの。

認証飲食店には認証証明書を送付します。店の外から見える位置に掲示してください。
また、市ホームページに認証飲食店として店名を掲載します。



KASHIWAZAKI

柏崎市飲食店経営継続支援金

支給額

10万円

1事業者1回限り

取扱期間 2021.5.10～2021.7.31

◇支給対象者 以下の①～④すべてに該当する方

- ①市の認証を受けた飲食店である
- ②新潟県が実施している事業継続支援金の支給決定を受けた
- ③10人以上で利用できる個室の宴会場を有している
- ④納期限の到来した市税を完納している



飲食店経営継続支援金
申請書はこちら
(柏崎市ホームページ)

新潟県事業継続支援金の概要

※詳しい内容は新潟県ホームページでご確認ください。

対象者	県内で飲食店（食堂、居酒屋、バーなど）又はカラオケ店を営む法人又は個人 ※他にも要件があります。
支給要件	県内店舗の売上高の合計について、令和2年12月から令和3年4月までの期間において、2か月連続して前年同月比で20%以上減少していること
支給額	県内で単独店舗を営む事業者 20万円 県内で複数店舗を営む事業者 40万円
受付期間	令和3年3月16日（火）から5月31日（月） ※締切日消印有効
申請方法	申請書類を新潟県ホームページから入手し、必要書類を添えて郵送で提出 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/jigyokeizokusienkin.html ※申請書類は柏崎市役所商業観光課にもあります。
問合せ先	事業継続支援金センター 電話：025-248-7270 受付時間 午前9時～午後5時まで（土日祝日を除く）

◇必要書類

- 1. 柏崎市飲食店経営継続支援金支給申請書兼実績報告書
- 2. 新潟県事業継続支援金支給決定通知書の写し
- 3. 10名以上で利用できる個室の宴会場が確認できる写真
- 4. 振込先口座が分かる通帳等の写し

◇申請期限 令和3年7月31日（土） ※締切日消印有効

◇提出方法 支援策①飲食店認証制度と同じ

【写真の撮り方 チェックポイント】

- ①10人以上座れることが分かる（座布団、イスの数で確認します）
- ②しっかりとした間仕切りがあり、完全に個室になることが分かる
※完全な仕切りがない半個室状態は対象外となります。

写真1枚におさまらない場合は、複数枚提出してください。

内容が確認できない場合は、追加の写真提出や、必要に応じて現地を確認することがあります。



柏崎市飲食店感染防止対策協力金

支給額

5万円

1事業者1回限り

取扱期間 2021.5.10~2021.7.31

◇支給対象者

- ① 市の認証を受けた飲食店である
- ② 柏崎市飲食店経営継続支援金（支援策②支給額 10万円）を受けていない
- ③ 納期限の到来した市税を完納している



飲食店感染防止対策協力金
申請書はこちら
(柏崎市ホームページ)

◇必要書類

1. 飲食店感染防止対策協力金支給申請書兼実績報告書
2. 振込先口座が分かる通帳等の写し



◇申請期限 令和3年7月31日（土） ※締切日消印有効

◇提出方法 支援策①飲食店認証制度と同じ

★次のフローチャートでどの支援策が受けられるかご確認ください。

